

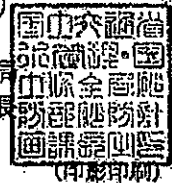


消 防 災 第 12 号
 国 水 砂 第 37 号
 平成 30 年 1 月 29 日

各都道府県消防防災主管部長 殿
 各都道府県砂防主管部長 殿

消 防 庁
 国民保護・防災部 防災課長
 (公 印 省 略)

国土交通省水管理・国土保全局
 砂防部 砂防計画課長



土砂災害に対する防災訓練の実施について (依頼)

防災行政及び砂防行政の推進につきまして、平素より御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、平成 29 年においても、全国各地で土砂災害が発生し、特に、平成 29 年 7 月九州北部豪雨では、死者・行方不明者が 40 名以上にのぼるなど、甚大な被害が発生しましたが、避難訓練の実施、「自主防災マップ」の作成・配布による避難場所の周知、平常時からの避難行動要支援者名簿情報の共有など、行政と地域住民が一体となって住民の防災意識の向上に取り組んできていたことから、住民の円滑かつ迅速な避難につながり、被害の軽減が図られたと考えられるところです。

市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練については、「土砂災害防止対策基本指針」(平成 29 年国土交通省告示第 752 号) 四の 1 において、毎年 1 回以上実施することや、関係行政機関と連携して実践的な訓練を実施すること、住民等が主体となって実施できるよう市町村が必要な支援を行うことを求めています。

また、「平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害を踏まえた避難に関する今後の取組について」(平成 29 年 12 月 8 日付け府政防第 1546 号・消防災第 160 号) においても、多数の住民参加による地域の実情にあわせた避難訓練の実施に取り組むことが重要であり、特に土砂災害の危険性のある地域においては、災害発生のおそれが高まる出水期前の実施に努めるよう要請しております。

住民の命を守るためには、土砂災害警戒区域等の住民に、土砂災害ハザードマップ等により、居住地域における土砂災害の危険性を認識していただくとともに、避難訓練により、住民の防災意識をさらに向上させることが重要です。

以上を踏まえ、貴職におかれましては、平成 30 年においても、6 月の土砂災害防止月間を中心に、できるだけ多くの住民の参加のもと、土砂災害に係る避難訓練を実施するよう、管内の各市町村に呼び掛けるとともに、貴都道府県としても、防災部局と砂防部局が一体となり、各市町村と連携して防災訓練を実施するようお願いします。

また、平成 29 年 6 月 19 日の「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年法律第 57 号) の改正により、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務付けられたことを踏まえ、要配慮者利用施設と連携した訓練の実施についても、御配慮いただきますようお願いいたします。

平成 30 年の訓練に係る留意事項などの詳細については、追って御連絡します。

担 当：消防庁国民保護・防災部防災課
 災害対策官 光永、防災調整係長 岡戸
 電話：03-5253-7525 FAX：03-5253-7535
 国土交通省水管理・国土保全局
 砂防部砂防計画課 地震・火山砂防室
 企画専門官 山本、地震対策係長 辻
 電話：03-5253-8468 FAX：03-5253-1610